

意見書

平成27年5月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな)

とうきょうとみなとくひがしんぽし

住 所

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名

ソフトバンクモバイル株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー

代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

みやうち けん

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について(案)
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	項目	ページ	該当部分	意見
II	5 第 23 条 (通信履歴)について (1)検討の趣旨	8	<p>具体的には、接続認証ログは、特定の IP アドレスによるインターネットへの接続の記録であり、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せ やセキュリティ対策 への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、個別の接続先等に関する情報は含まれず、そのみでは個別の接続先や表現内容等が明らかになるものではないため、業務上必要な範囲で利用される限り、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりが、ウェブアクセスログ等と比較して小さいと考えられることなどを勘案すれば、正当業務行為として、一般に6か月程度の保存が認められると考えられ、また、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合 など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、事業者の判断により、例えば、1年程度保存することも正当業務行為として許容されることが考えられ、このような考え方を示すことが適当であると考えられる。</p>	<p>本報告書案に記載のとおり、接続認証ログを初めとする通信履歴については、業務の遂行上必要な場合に限り、記録・保存することが可能な通信の秘密として保護されるべき情報です。従って、今回示された接続認証ログに係る「6か月程度」及び「1年程度」という保存が認められ得る期間につきましても、各電気通信事業者がその業務上の必要性に応じ判断するための一定の目安であり、判断主体は各電気通信事業者であると認識しています。</p> <p>なお、弊社としましては、接続認証ログの保存目的は利用者への料金請求及び利用者からの問い合わせ対応が主であるため、当該業務の目的に沿って、適切な保存期間を設定していく考えです。</p>

	<p>5 第 23 条 (通 信 履 歴) に つ いて (1) 検 討 の 趣 旨</p>	<p>9</p>	<p>なお、本ガイドラインの今回の改正においては、正当な業務の遂行上の目的から認められうる保存期間を示すものであるが、今後、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であると考えられる。また、保存期間については、現状の利用状況や保存技術等を前提としたものであり、今後、利用状況や保存技術等の変化に伴い、変更されうるものと考えられる。</p>	<p>セキュリティ対策等の観点において、業界内での保存期間が同等であることの有効性自体は否定しませんが、前述のとおり、業務上の必要性に応じた保存期間は電気通信事業者ごとに異なり得ること、また、同様のサービスを提供する電気通信事業者であってもその規模や設備等により保存期間に対応するコスト負担や運用負荷が異なること等から、電気通信事業者毎に保存期間が異なり得ることについて、留意頂くべきと考えます。</p>
--	--	----------	--	--

	<p>6 第26条 (位置 情報) につい て</p>	<p>11</p>	<p>(*14) 具体的には、捜査機関の請求に基づいて裁判官の発付する検証令状に従って行われることとなるが、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮して、検証の期間、頻度等も含む手段が適正であることについて審査されることとなるものであるとの意見があった。また、警察庁からは、基地局に係る位置情報の利用に当たっては、実務上、電気通信事業者と調整を行った上で、検証の期間、頻度等を限定した令状を請求しており、GPS位置情報の利用についても、こうした現状を踏まえて実施していく旨の説明があった。</p> <p>これらの点を踏まえれば、ガイドラインにおいて「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」という要件を課さなくても、必ずしも、GPS位置情報が常時取得されることなどによって、利用者のプライバシーを不当に侵害することにはならないと考えられる。</p>	<p>基地局に係る位置情報の利用に当たっては、業務負荷の軽減及び円滑な業務遂行のため、報告書案に記載のとおり、実務上、警察庁殿と電気通信事業者との間で運用面の調整を行っています。GPS位置情報の利用についても、将来的な利用頻度の増加も想定しつつ、電気通信事業者の本来業務に支障を及ぼすことの無いよう、継続的に警察庁殿との間で運用調整をさせて頂くことを要望します。</p>
--	---	-----------	--	---

以上